

東日本大震災復興基本法の制定過程

岩 崎 忠

はじめに

東日本大震災復興基本法が震災発生から3カ月あまり経過した2011年6月20日の参議院本会議で可決、成立した。

この法案には、全閣僚が参加する東日本大震災復興対策本部（以下「復興対策本部」とする。）を内閣に新設し、これを引き継ぐ形で復興庁を設置し、企画立案・調整から実施まで担うこととしている。また、復興債の発行や被災地を税財政面で優遇する復興特区の創設も盛り込んだ。

本稿では、東日本大震災復興基本法の制定過程を概観することとする。

1. 当初案（菅内閣法案・自民党案・公明党案）の概要

（1）菅内閣法案

菅内閣は、2011年5月13日に「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（第177回通常国会閣法第70号）」（以下「菅内閣法案」とする。）を衆議院に提出した。

菅内閣法案では、内閣総理大臣をトップに全閣僚が参加する「復興対策本部」が政策の企画立案や省庁間の調整を担い、被災地には、現地対策本部を置いて、国の出先機関や地元自治体との連携を強化することとするものであった。また、「復興対策本部」に本部長の諮問に応じて被災地域の復興に関する重要事項の調査審議等を行う「東日本大震災復興構想会議」を設置するというものであった。これは、阪神・淡路大震災復興対策本部が、「復興委員会」から助言を受けた阪神・淡路大震災の時の仕組みをほぼ踏襲している。さらに、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の

復興に関する重要事項の調査審議等を行うための合議制の機関を置くことができることとした。

(2) 自民党案

自民党（石破茂議員他4名）は、2011年5月18日に「東日本大震災復興再生基本法案（第177回通常国会衆法第8号）」（以下「自民党案」とする。）を衆議院に提出した。この自民党案では、復興に関する基本計画を一元的に策定し、施策を実施していく組織として、内閣に「東日本復興再生院」（以下「復興再生院」とする。）を設置することとした。復興再生院のトップには、担当相を置き、各省庁の復興関連の権限や人員を引き抜いて復興再生院に集中させるものであった。さらに、復興再生の財源確保のため「復興再生債」の発行を明記した。

菅内閣法案と自民党案の違いは、復興の主体となる組織の位置づけである。自民党案では「復興再生院」となっているが、菅内閣法案では、阪神・淡路大震災の際に作られた阪神・淡路復興対策本部をモデルとした全閣僚が参加する「復興対策本部」が企画・立案するとしている。「政治主導」にこだわる菅内閣法案と「官僚」の力を結集させようとする自民党案との違いが明確に表れたようである。

5月18日に民主党・自民党の国会対策委員長会談が開かれ、5月19日の衆議院本会議で法案の趣旨説明と質疑を行い、また、「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、菅内閣法案、自民党案の実質審議に入ることになった。

(3) 公明党案

公明党は、自民党と一定の距離をおいて、5月18日に復興に関する施策を一元的に実施する「復興庁」の設置と、被災地の規制緩和や税制特例措置などを定めた「復興特区制度」などを盛り込んだ独自の復興基本法案を示した。公明党の復興庁は、自民党案の復興再生院と役割はほぼ同内容であるが、専任の担当相の任命を法案に明記している点が特徴である。

菅内閣法案は、対策本部、復興庁ともに役割を「企画立案と総合調整」に限定しているのに対して、自民党案と公明党案は、「施策の実施」までより強力な組織にした考えであった。

復興庁の新設については、関東大震災後に「帝都復興院」が短期間で復興計画をまとめた経緯から新たな組織を置くべきという考えのようであった。その一方で、既存

の府省との二重行政に陥る可能性があるとか、新組織の人事や権限をめぐる府省間の不毛な対立も避ける必要があると問題視する意見もあった。

この当初案の段階では、組織のところを除けば、菅内閣法案と自民党案・公明党案に大きな違いはなく、菅内閣としては、自らの法案の付則に「復興庁」設置の検討を明記していたことから、この部分を調整し、修正協議の上、成案にこぎつけようとしていたように思われる。一方で、復興対策本部から復興庁へ引き継がれる期間については、菅内閣は1年以内、自民党は3カ月以内を想定しており、この点も調整のポイントとなっていたようである。

復興の基本法案に関する菅内閣法案、自民党案、公明党案の主な考え方の違いは、**図表1**のとおりである。

図表1 菅内閣法案、自民党案、公明党案の比較

	菅内閣法案	自民党案	公明党案
組 織	首相が本部長となり、全閣僚が参加する「復興対策本部」	省庁の機能を集約した「復興再生院」を10年間に限り置く	復興担当相をトップとする「復興庁」
組 織 の 権 限	復興策の企画・立案	復興策の企画・立案と実施	復興策の企画・立案と実施
その他の特色	付則で「復興庁」設置の検討を明記 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関の設置	復興の財源確保のため「復興再生債」を発行	復興を迅速にする「復興特区制度」を創設

2. 修正協議の概要

菅政権は、5月31日に菅内閣法案の修正案を自民党・公明党に提示した。

修正案では、自民党の要望を受け入れ、首相をトップとする「復興本部」の役割を、新組織の「復興庁」の設置とともに、そこに移行すると法案本則（付則でなく）で明記することとし、復興庁が復興策の企画立案・調整に加えて「実施」を担うとした。また、財源

面では、4月29日の3党合意に沿って、復旧・復興に必要な財源を「公債を発行する」とし、復興債を従来の公債と区分管理する方針や「償還の道筋を明らかにする」と明記した。さらに、公明党案にあった「復興特区」も創設することにした。この修正案については、6月1日に民主党、自民党、公明党の3党が合意した。

その後、内閣提出法案である「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出第七〇号）」及び自民党議員提出法案である「東日本大震災復興再生基本法案（石破茂議員外四名提出、衆法第八号）」をそれぞれ2011年6月9日に撤回した。

同日には、自民党、公明党両党の主張を取り入れて合意した東日本大震災復興基本法案（衆法第13号）を東日本大震災復興特別委員長が衆議院に提出した。

この東日本大震災復興基本法案については、みんなの党は、復興財源という名目による増税を示唆する増税基本法案になっており、また、地域主権型道州制の先例となる東北州に移行するといった震災復興後のビジョンが見えないとして反対した。また、共産党は、民間企業の参入を認める水産復興特区等、新成長戦略の推進を目的とした規制緩和や自由貿易を目指すもので被災者が置き去りにになっている点や復興財源は復興を口実とした消費税増税に道を開くことになる点などを理由に反対した。

6月20日の参議院本会議では、みんなの党と共産党は反対したものの、民主党、自民党、公明党の3党などの賛成多数で可決、成立した。

阪神・淡路大震災時（1995年1月17日発生）は、約1カ月後の2月22日に「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成7年2月24日法律第12号）」を成立させたが、今回の東日本大震災復興基本法案は、東日本大震災時（2011年3月11日）から3カ月後の成立となった。こうして制定まで大幅に遅れた背景には、与党である民主党内部が一枚岩でなかったことや政界再編の大連立を行おうとする動きなどがあったため、法案調整に時間を要したことが原因であると考えられる。

図表2 国会での審議状況

5月13日	東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出第七〇号）国会（衆議院）提出
5月18日	東日本大震災復興再生基本法案（石破茂議員外四名提出、衆法第八号）国会（衆議院）提出
5月19日	衆議院本会議 趣旨説明、審議

- 5月20日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 5月23日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 5月24日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 5月25日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 5月30日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 5月31日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月9日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
 - ・東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出第七〇号）
 - 撤回
 - ・東日本大震災復興再生基本法案（石破茂議員外四名提出、衆法第八号）
 - 撤回
- 6月9日 東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第十三号）国会（衆議院）提出
- 6月9日 衆議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月10日 衆議院本会議 審議・可決
- 6月13日 参議院本会議 趣旨説明、審議
- 6月13日 参議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月14日 参議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月15日 参議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月16日 参議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月17日 参議院東日本大震災復興特別委員会
- 6月20日 参議院東日本大震災復興特別委員会
 - 参議院本会議 可決（投票総数236 賛成票219 反対票17）

3. 東日本大震災復興基本法の概要

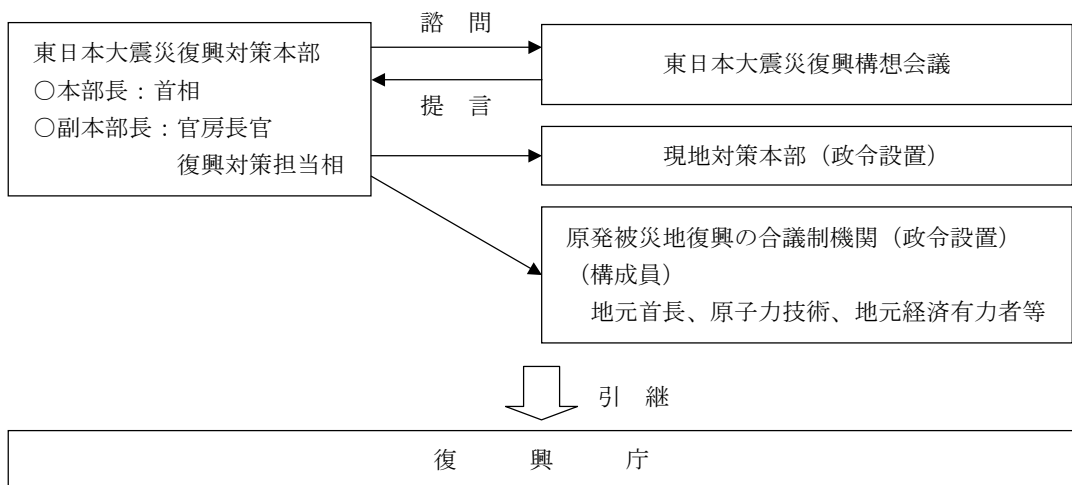
東日本大震災復興基本法では、首相を本部長に全閣僚が参加する復興対策本部を設置し、有識者による政府の復興構想会議を復興対策本部の下に置くこととした。その上で、岩手県、宮城県、福島県の3県に現地対策本部を設けることになった。加えて、原発事故から

の復興策を検討する有識者機関を新設することとした。

また、復興策の企画立案、総合調整、実施を担う復興庁を内閣に置くこととし、復興庁の設置とともに復興対策本部は廃止することとし、財源については、復興債を活用することを明記し、他の公債と分けて管理し、償還の道筋を明らかにした。

さらに、地域限定で、民間からの投資などを促進させるため、金融や財政分野で特例措置を認める「復興特区」制度を創設することとした。

図表3 東日本大震災復興基本法に基づく政府機関の関係



4. 今後の課題

(1) 復興庁の課題

東日本大震災復興基本法は、復興対策本部を当面の体制と位置づけており、本格的な復興対策は、今後新設される「復興庁」に引き継がれることになる。

復興庁は、各省庁がもつ復興関連の権限を統合し、施策の企画から実施まで一元的に行う強力な独立官庁になるため、人員の確保や省庁の縦割り意識の克服ができるかどうかが課題となる。

(2) 復興特区、復興債の課題

東日本大震災復興基本法は、あくまでも理念中心であるため、復興特区の指定や復興債の発行を具体化するには、新たに法律を作る必要がある。また、復興債の償還財源として所得税、法人税、消費税などが考えられ、今後調整が必要となる。

おわりに

東日本大震災復興基本法は復興庁の創設を決めたものの、実際にどのような権限を握るか、これからの課題である。各省庁が権限を離さずに「ホチキス官庁」にならないように十分に見守るべきである。また、復興特区にどのような規制緩和や税制優遇、補助金が与えられるかは白紙状態であり、今後具体化に向けて調整は難航しそうである。

大震災から3カ月半が経つが、被災地の状況は厳しいと思う。政府、国会は、更にスピードアップして、被災者のための震災対策に向けて、全力でぶつかって欲しいものである。

(2011年6月28日脱稿)

(いわさき ただし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

<資料>

東日本大震災復興基本法案（第177回国会衆第13号）と東日本大震災復興の
基本方針及び組織に関する法律案（第177回国会閣法第70号）との比較

東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）6月20日成立	東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）→撤回
<p><u>第一章 総則</u> (目的) 第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の<u>国難</u>であることに鑑み、<u>東日本大震災からの復興</u>についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、東日本大震災復興対策本部の設置等を定めることにより、被災地域の復興を迅速に推進して被災地域の社会経済の再生及び生活の再建を図り、もって現在及び将来の世代にわたって国民経済を健全に発展させ、及び国民生活を向上させることに寄与することを目的とする。</p>
<p>(基本理念) 第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、<u>被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、</u></p>	<p>(基本理念) 第二条 被災地域の復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、<u>単なる災害復旧にとどまらない抜本的な対策が推進されるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。</u></p>

<p>東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p>東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p><u>二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿</u> <u>を目指して行われるべきこと。この場合</u> <u>において、行政の内外の知見が集約され、そ</u> <u>の活用がされるべきこと。</u></p> <p>二 国と地方公共団体との適切な役割分担及 び相互の連携協力並びに全国各地の地方公 共団体の相互の連携協力が確保されるとと もに、被災地域の住民の意向が尊重され、 <u>あわせて女性、子ども、障害者等を含めた</u> <u>多様な国民の意見が反映されるべきこと。</u> この場合において、被災により本来果たす べき機能を十分に発揮することができない 地方公共団体があることへの配慮がされる べきこと。</p> <p>三 <u>被災者を含む国民一人一人が相互に連帯</u> <u>し、かつ、協力することを基本とし、国民、事</u> <u>業者その他民間における多様な主体が、自</u> <u>発的に協働するとともに、適切に役割を分</u> <u>割を分担すべきこと。</u></p> <p>四 <u>少子高齢化、人口の減少及び国境を越え</u> <u>た社会経済活動の進展への対応等の我が国</u> <u>が直面する課題や、食料問題、電力その他</u> <u>のエネルギーの利用の制約、環境への負荷</u> <u>及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の</u> <u>解決に資するための先導的な施策への取組</u> <u>が行われるべきこと。</u></p> <p>五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 イ <u>地震その他の天災地変による災害の防</u> <u>止の効果が高く、何人も将来にわたって</u> <u>安心して暮らすことのできる安全な地域</u> <u>づくりを進めるための施策</u> ロ 被災地域における雇用機会の創出と持 続可能で活力ある社会経済の再生を図る ための施策 ハ <u>地域の特色ある文化を振興し、地域社</u> <u>会のきずな絆の維持及び強化を図り、並</u> <u>びに共生社会の実現に資するための施策</u></p> <p>六 原子力発電施設の事故による災害を受け た地域の復興については、当該災害の復旧 の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事 項が行われるべきこと。</p>	<p>二 国と地方公共団体との適切な役割分担及 び相互の連携協力並びに全国各地の地方公 共団体の相互の連携協力が確保されるとと もに、被災地域の住民の意向が尊重される べきこと。この場合において、被災により 本来果たすべき機能を十分に発揮すること ができない地方公共団体があることへの配 慮がされるべきこと。</p> <p>三 <u>国民の相互の連帯を基本とし、国民、事</u> <u>業者その他民間における多様な主体が、自</u> <u>発的に協働するとともに、適切に役割を分</u> <u>担すべきこと。</u></p> <p>四 少子高齢化及び人口の減少への対応等の 我が国が直面する課題や、エネルギーの利 用の制約、環境への負荷等の人類共通の課 題の解決に資するための先導的な施策への 取組が行われるべきこと。</p> <p>五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 イ 何人も将来にわたって安心して暮らす ことのできる安全な地域づくりを進める ための施策 ロ 被災地域における雇用機会の創出と持 続可能で活力ある社会経済の再生を図る ための施策 ハ 地域の特色ある文化の振興並びに地域 社会の絆（きずな）の維持及び強化を図 るための施策</p> <p>六 原子力発電施設の事故による災害を受け た地域の復興については、当該災害の復旧 の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事 項が行われるべきこと。</p>
<p>(国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二</p>	<p>(国の講ずる措置) 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、被</p>

<p>東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p>東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p><u>十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。</u></p>	<p><u>災地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>（地方公共団体の責務） 第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、<u>かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。</u></p>	<p>（地方公共団体の講ずる措置） 第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、<u>被災地域の復興に必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>（国民の努力） 第五条 国民は、<u>第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。</u></p>	
<p>第二章 基本的施策 （復興に関する施策の迅速な実施） 第六条 国は、<u>東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。</u></p>	
<p>（資金の確保のための措置） 第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、<u>東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。</u> 一 <u>復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。</u> 二 <u>財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。</u></p>	
<p>（復興債の発行等） 第八条 国は、<u>東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。</u> 2 <u>国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。</u></p>	

<p>東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p>東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p><u>（復興に係る国の資金の流れの透明化）</u> <u>第九条</u> 国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。</p>	
<p><u>（復興特別区域制度の整備）</u> <u>第十条</u> 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>	
<p><u>第三章 東日本大震災復興対策本部（設置）</u> <u>第十一条</u> 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。</p>	<p>（東日本大震災復興対策本部の設置） <u>第五条</u> 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。</p>
<p><u>（所掌事務）</u> <u>第十二条</u> 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務</p>	<p>（東日本大震災復興対策本部の所掌事務） <u>第六条</u> 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 被災地域の復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる被災地域の復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務</p>
<p>（東日本大震災復興対策本部長） <u>第十三条</u> 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p>	<p>（東日本大震災復興対策本部長） <u>第七条</u> 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p>
<p>（東日本大震災復興対策副本部長） <u>第十四条</u> 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、</p>	<p>（東日本大震災復興対策副本部長） <u>第八条</u> 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内</p>

<p style="text-align: center;">東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p style="text-align: center;">東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p>内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。</p> <p>2 副本部長は、本部長の職務を助ける。</p>	<p>閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、被災地域の復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。</p> <p>2 副本部長は、本部長の職務を助ける。</p>
<p>（東日本大震災復興対策本部員）</p> <p><u>第十五条</u> 本部に、東日本大震災復興対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。</p> <p>2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣</p> <p>二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p>	<p>（東日本大震災復興対策本部員）</p> <p><u>第九条</u> 本部に、東日本大震災復興対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。</p> <p>2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣</p> <p>二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p>
<p>（幹事）</p> <p><u>第十六条</u> 本部に、幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。</p>	<p>（幹事）</p> <p><u>第十条</u> 本部に、幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。</p>
<p>（現地対策本部）</p> <p><u>第十七条</u> 本部に、<u>第十二条</u>（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。</p> <p>2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p> <p>4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。</p> <p>5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p>	<p>（現地対策本部）</p> <p><u>第十一条</u> 本部に、<u>第六条</u>（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。</p> <p>2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p> <p>4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。</p> <p>5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p>
<p>（東日本大震災復興構想会議の設置等）</p> <p><u>第十八条</u> 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。</p>	<p>（東日本大震災復興構想会議の設置等）</p> <p><u>第十二条</u> 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。</p>

<p style="text-align: center;">東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p style="text-align: center;">東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p>2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 本部長の諮問に応じて、<u>東日本大震災からの復興</u>に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。</p> <p>二 <u>東日本大震災からの復興のための施策</u>の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。</p> <p>3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。</p> <p>4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 本部長の諮問に応じて、<u>被災地域の復興</u>に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。</p> <p>二 <u>被災地域の復興のための施策の実施状況</u>を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。</p> <p>3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。</p> <p>4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
<p>（原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関）</p> <p><u>第十九条</u> 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。</p>	<p>（原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関）</p> <p><u>第十三条</u> 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。</p>
<p>（資料の提出その他の協力の要請）</p> <p><u>第二十条</u> 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関（以下「東日本大震災復興構想会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p>	<p>（資料の提出その他の協力の要請）</p> <p><u>第十四条</u> 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関（以下「東日本大震災復興構想会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p>

<p>東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p>東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p>（事務局） <u>第二十一条</u> 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。 5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。</p>	<p>（事務局） <u>第十五条</u> 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。 5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。</p>
<p>（主任の大臣） <u>第二十二条</u> 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>	<p>（主任の大臣） <u>第十六条</u> 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>
<p>（政令への委任） <u>第二十三条</u> この章に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（政令への委任） <u>第十七条</u> 第五条から前条までに定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p><u>第四章 復興庁の設置に関する基本方針</u> <u>第二十四条</u> 別に法律で定めるところにより、<u>内閣に、復興庁（第三項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。</u> 2 <u>復興庁は、期間を限って、置かれるものとする。</u> 3 <u>復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。</u> 一 <u>東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務</u> 二 <u>東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務</u> 三 <u>その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務</u> 4 <u>本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる</u></p>	

<p>東日本大震災復興基本法案 第177回国会（衆第13号）</p>	<p>東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案 第177回国会（閣法第70号）</p>
<p><u>組織に引き継がれるものとする。</u> 5 <u>復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。</u></p>	
<p>附 則 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>
	<p><u>（検討）</u> 第二条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、被災地域の復興のための施策を推進するための行政組織の在り方を見直し、復興庁（東日本大震災により被害を受けた特定の地域の復興のための行政各部の施策の統一を図るため必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置すること、復興庁の設置についてはその期間を限るものとする。その他復興庁に関し必要な事項について総合的に検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内を目途として必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>